

○名寄地区衛生施設事務組合会計管理者の事務を代理する職員の指定
について

〔 昭和60年8月7日 〕
訓令第1号

改正 平成19年3月12日 訓令第1号 平成24年6月20日 訓令第2号

地方自治法（昭和22年法律第67条）第170条第3項の規定に基づいて、名寄地区衛生施設事務組合会計管理者の事務を代理する職員は、次の職にある上席の順序とする。

- (1) 会計課長の職にある者
- (2) 会計係長の職にある者

附 則 (昭和60年8月7日 訓令第1号)

この訓令は、昭和60年8月7日から施行する。

附 則 (平成19年3月12日 訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年6月20日 訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

